

美容医療サービスのトラブル

—「10万円」のつもりが「70万円」の契約！？即日施術は避けましょう—

国民生活センターの美容医療サービスに関する報告によると、美容に対する関心を持ち始める10～20歳代の若者が契約当事者になっている相談が増加しています。

事例をご紹介します。

- ・ SNS 広告で「10万円の全身脱毛とあり、無料カウンセリングを予約した。クリニックへ行き「広告の10万円の全身脱毛を希望している」と伝えたところ「広告の施術は光脱毛なので効果が低い。レーザー脱毛の方がよい。本来70万円のところ、あなたには60万円にする。クレジットも組める」と勧められ、契約した。10万円のつもりだったのに高額な契約をしてしまったと後悔し、クーリング・オフを申し出たがクリニックが認めない。

最近、ウェブサイトや SNS から気軽に美容医療に関する情報にアクセスすることができます。広告に「満足度〇%」「キャンペーン実施中！今なら〇〇円」などの記載を見かけますが、このような広告は医療法等で禁止されています。美容医療クリニックの広告には NG 表現があることを覚えておきましょう。

メリットを強調した広告に惑わされず、クリニックに出向く前に施術のリスク等の確認を十分にし、施術を受けるかどうか検討しましょう。

また、美容医療サービスは自由診療ですので、医師は施術に伴う副作用や合併症の他、施術費用及び解約条件、保険診療での実施の可否、効果には個人差があること等について丁寧に説明することが求められています。

施術を検討しクリニックに出向いても、広告と異なる施術を勧められたり、割引を提案され契約をせかされたりすると、冷静な判断ができなくなってしまうかもしれません。トラブルを避けるためには、その場で安易に契約をしたり施術を受けたりせず、一旦帰宅して周囲に相談するなど、慎重に検討しましょう。

美容医療サービスの施術方法によっては、クーリング・オフが可能なケースもありますので、何らかのトラブルが生じた場合は、早めにお近くの消費生活相談窓口にご相談ください（消費者ホットライン188）。

（参考：国民生活センターHP）